

令和元年度
(2019 年度)

第 1 回横須賀市国民健康保険
運 営 協 議 会 資 料

- 議題 1 令和元年度国民健康保険料の料率について…… 1 項
議題 2 被保険者証と高齢受給者証の一体化について…… 6 項

令和元年(2019 年) 5 月 29 日(水)

福祉部健康保険課

議題1 令和元年度国民健康保険料の料率について（案）

令和元年度国民健康保険料率及び対前年度比較

（1）基礎賦課額

区 分	令和元年度 保 険 料	令和元年度 予 算 時	平成30年度 保 険 料	対前年度比較
所 得 割 料 率	65.4/1,000	60.8/1,000	63.3/1,000	2.1/1,000
被保険者均等割額	18,760円	17,960円	18,320円	440円
世帯別平等割額	30,360円	28,990円	30,000円	360円
賦 課 限 度 額	610,000円	580,000円	580,000円	30,000円

（2）後期高齢者支援金等賦課額

区 分	令和元年度 保 険 料	令和元年度 予 算 時	平成30年度 保 険 料	対前年度比較
所 得 割 料 率	22.6/1,000	21.2/1,000	24.0/1,000	△1.4/1,000
被保険者均等割額	6,420円	6,220円	6,830円	△410円
世帯別平等割額	10,380円	10,050円	11,180円	△800円
賦 課 限 度 額	190,000円	190,000円	190,000円	0円

（3）介護納付金賦課額

区 分	令和元年度 保 険 料	令和元年度 予 算 時	平成30年度 保 険 料	対前年度比較
所 得 割 料 率	20.4/1,000	19.5/1,000	22.1/1,000	△1.7/1,000
被保険者均等割額	6,700円	6,490円	7,140円	△440円
世帯別平等割額	7,740円	7,500円	8,270円	△530円
賦 課 限 度 額	160,000円	160,000円	160,000円	0円

（4）一人当たり保険料（軽減適用後）

	令和元年度 保 険 料	令和元年度 予 算 時	平成30年度 保 険 料	対前年度比較
年 額	95,768円	90,936円	96,177円	△409円

※ 一人当たり保険料は、保険料軽減後の調定額を被保険者数で除しています。

1 被保険者数、基準総所得金額等の対前年度比較

	令和元年度 保険料算定時	令和元年度 予算作成時	平成 30 年度 保険料算定時	対前年度比較
被 保 険 者 数	95,092 人	98,216 人	100,043 人	△4,951 人
世 帯 数	61,956 世帯	63,399 世帯	64,191 世帯	△2,235 世帯
一人当たりの 基準総所得金額	641,690 円	650,614 円	639,508 円	2,182 円

※ 横須賀市全体の人口、世帯数の対前年度比較

	令和元年度 保険料算定時	令和元年度 予算作成時	平成 30 年度 保険料算定時	対前年度比較
人口	394,060 人	397,265 人	397,736 人	△3,676 人
世帯数	167,028 世帯	167,277 世帯	166,869 世帯	159 世帯

2 基準総所得別一世帯当たり年額保険料の対前年度比較（軽減適用前）

基準総所得	令和元年度			平成 30 年度			対前年度比較	
	世帯数 (世帯)	構成比	一世帯 当たり 保険料 (円)	世帯数 (世帯)	構成比	一世帯 当たり 保険料 (円)	一世帯 当たり 保険料 (円)	増減率
0 円 または 未 申 告	27,610	44.6%	75,455	28,050	43.7%	76,480	△1,025	△1.4%
100 万円以下	14,454	23.3%	131,963	14,896	23.2%	133,406	△1,443	△1.1%
100 万円超 200 万円以下	11,160	18.0%	223,646	11,895	18.5%	224,494	△848	△0.4%
200 万円超 300 万円以下	4,726	7.6%	325,928	5,035	7.8%	328,207	△2,279	△0.7%
300 万円超 400 万円以下	1,796	2.9%	433,539	1,963	3.1%	433,906	△367	△0.1%
400 万円超 500 万円以下	781	1.3%	540,229	858	1.3%	544,441	△4,212	△0.8%
500 万円超 600 万円以下	405	0.7%	645,536	444	0.7%	642,705	2,831	0.4%
600 万円超 700 万円以下	256	0.4%	748,016	254	0.4%	742,229	5,787	0.8%
700 万円超	768	1.2%	869,635	796	1.3%	844,678	24,957	2.9%
合 計	61,956	100.0%	—	64,191	100.0%	—	—	—

令和元年度 国民健康保険料算出資料（基礎賦課額一般分）

一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率（横須賀市国民健康保険条例第14条）

賦課総額（基礎賦課額一般分）

区 分	賦 課 総 額
所 得 割	3,566,600 千円
均 等 割	1,782,538 千円
平 等 割	1,783,718 千円
合 計	7,132,856 千円

所得割積算（基礎賦課額一般分）

賦 課 総 額	超 過 額	基準総所得金額	元年度積算料率	元年度決定料率	30 年度料率	対前年度比較
3,566,600 千円	369,312 千円	60,182,150 千円	65.39/1,000	65.4/1,000	63.3/1,000	2.1/1,000

（ 賦課総額 + 超過額 ） ÷ 基準総所得金額 = 積算料率

均等割・平等割積算（基礎賦課額一般分）

	見 込 数
世 帯 数	61,909 世帯
被 保 険 者 数	95,018 人
平等割 1/2 軽減世帯	5,829 世帯
平等割 1/4 軽減世帯	969 世帯

区 分	賦 課 総 額	見 込 数	元年度積算料額	元年度決定料額	30 年度料額	対前年度比較
均 等 割	1,782,538 千円	95,018 人	18,760 円	18,760 円	18,320 円	440 円
平 等 割	1,783,718 千円	58,724 世帯	30,375 円	30,360 円	30,000 円	360 円

賦課総額 ÷ 見込数 = 積算料額

令和元年度 国民健康保険料算出資料（後期高齢者支援金等賦課額一般分）

一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
（横須賀市国民健康保険条例第14条の7）

賦課総額（後期高齢者支援金等賦課額一般分）

区 分	賦 課 総 額
所 得 割	1,219,345 千円
均 等 割	610,016 千円
平 等 割	609,848 千円
合 計	2,439,209 千円

所得割積算（後期高齢者支援金等賦課額一般分）

賦 課 総 額	超 過 額	基準総所得金額	元年度積算料率	元年度決定料率	30 年度料率	対前年度比較
1,219,345 千円	140,771 千円	60,182,150 千円	22.59/1,000	22.6/1,000	24.0/1,000	△1.4/1,000

（ 賦課総額 + 超過額 ） ÷ 基準総所得金額 = 積算料率

均等割・平等割積算（後期高齢者支援金等賦課額一般分）

	見 込 数
世 帯 数	61,909 世帯
被 保 険 者 数	95,018 人
平等割 1/2 軽減世帯	5,829 世帯
平等割 1/4 軽減世帯	969 世帯

区 分	賦 課 総 額	見 込 数	元年度積算料額	元年度決定料額	30 年度料額	対前年度比較
均 等 割	610,016 千円	95,018 人	6,420 円	6,420 円	6,830 円	△410 円
平 等 割	609,848 千円	58,724 世帯	10,385 円	10,380 円	11,180 円	△800 円

賦課総額 ÷ 見込数 = 積算料額

令和元年度 国民健康保険料算出資料（介護納付金賦課額）

介護納付金賦課額の保険料率（横須賀市国民健康保険条例第14条の12）

賦課総額（介護納付金分）

区分	賦課総額
所得割	385,306千円
均等割	192,330千円
平等割	193,152千円
合計	770,788千円

所得割積算（介護納付金分）

賦課総額	超過額	基準総所得金額	元年度積算料率	元年度決定料率	30年度料率	対前年度比較
385,306千円	43,658千円	21,027,690千円	20.39/1,000	20.4/1,000	22.1/1,000	△1.7/1,000

（賦課総額 + 超過額） ÷ 基準総所得金額 = 積算料率

均等割・平等割積算（介護納付金分）

	見込数
世帯数	24,955世帯
被保険者数	28,706人

区分	賦課総額	見込数	元年度積算料額	元年度決定料額	30年度料額	対前年度比較
均等割	192,330千円	28,706人	6,700円	6,700円	7,140円	△440円
平等割	193,152千円	24,955世帯	7,740円	7,740円	8,270円	△530円

賦課総額 ÷ 見込数 = 積算料額

議題2 被保険者証と高齡受給者証の一体化について

(1) 経緯

厚生労働省は平成30年7月30日、国保の被保険者証と高齡受給者証の一体化の推進の通知を送付し、8月1日国保法施行規則を改正、被保険者証兼高齡受給者証（一体証）を被保険者証の様式が規定されました。

神奈川県下では、令和元年8月1日より一体化に統一されます。

(2) 利便性

・医療機関等に受診される際に、高齡受給者証を提示しなければならないが、一体化になることで携帯が便利になります。

・一体化することで高齡受給者証の携帯漏れがなくなります。

(3) 問題点

・被保険者証は2年更新。高齡受給者証は毎年7月に前年の所得状況により再判定し、8月から翌年7月の間で適用されるため1年更新となります。

・送付方法が、普通郵便から簡易書留になるため郵送費用が増加します。

神奈川県

国民健康保険

被保険者証兼高齡受給者証

有効期限 令和2年7月31日

発効期日 令和元年8月1日

一部負担金の割合 2割

記号 03 番号 012-1234-5

被保険者

氏名 横須賀 花子

性別 女 生年月日 昭和20年8月1日

住所 横須賀市×××町××番地

適用開始年月日 元号×年8月1日 交付年月日 令和元年8月1日

世帯主氏名 横須賀 太郎

保険者番号 140038

交付者名

横須賀市



2割または3割